令和８年（フ）第７６９号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番１―505号
債務者　清水　良三
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７３号
堺市堺区老松町１丁39番地３　クレシェンテ老松101号
債務者　池　　伶奈（旧姓宗像）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７８号
大阪府高石市綾園２丁目５番１―307号
債務者　大津けい子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７９号
堺市東区日置荘西町６丁32番49号
債務者　金山隆次こと　金　　隆次
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３３号
大阪府大阪狭山市狭山１丁目816番地の１（208号）、前住所大阪府河内長野市木戸西町３丁目14番９号
債務者　丸山　裕介
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７号
岡山県真庭市久世2232番地　アグリホーム久世Ｄ号
債務者　光岡　豊樹
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１６３号
釧路市昭和中央３丁目41番16号　昭和ビレッジ２番館201
債務者　葛西　保雄
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ａ―５号棟２号室
債務者　大内　英雄
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第５１号
群馬県桐生市相生町５丁目402番地の43
債務者　茂木　まき子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２２２号
香川県さぬき市志度1950番地６
債務者　多田　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３５号
香川県三豊市高瀬町下勝間2125番地　神原団地Ｃ―202号
債務者　山本　三博
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３６号
香川県三豊市高瀬町下勝間2125番地　神原団地Ｃ―202号
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番県１―102号
債務者　桑波田　淨子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目１番３号　ＭＯＲＵハイツＡ棟405号
債務者　Ａｔｔｒａｉｔ　ｂｅａｕｔｙ　ｓａｌｏｎこと池之上　テリークリス
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿屋市串良町有里5778番地
債務者　泊　　富弘
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８１４号
宮城県塩竈市桜ケ丘10番25―704号　朝日プラザ駅前通
債務者　金野　祐花
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目25番地の８　アーバンハイツ吉岡南Ⅰ106、従前の住所宮城県岩沼市阿武隈１丁目５番11―203号
債務者　村上　利一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係